
「経理規則」の一部改正について

日証協 平成 25 年 2 月 18 日

本協会では、平成 25 年 2 月 18 日付けの理事会において、「経理規則」の一部改正を行った。

本改正は、平成 20 年度以降に発生した会員の過剰金を原資とする会員証券市場公正化・活性化基金 公正化勘定の使途の対象に、投資者等の便益に資する事業である金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報に資する事業を加えるためのものである。

本規則の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本規則の改正に係る趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「経理規則」の一部改正について

平成 25 年 2 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

会員証券市場公正化・活性化基金 公正化勘定（以下「公正化勘定」という。）は、平成 20 年度以降に発生した会員の過怠金を原資とする基金である。

公正化勘定の使途については、自主規制に関する事業への支出に限定されているが、投資者等の便益に資する事業であることを前提として、自主規制に関する事業以外についても活用できるようにするため、「経理規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

公正化勘定の使途の対象に、投資者等の便益に資する事業である金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報に資する事業（定款第 7 条第 1 項第 13 号に規定する業務をいい、以下「普及啓発・広報事業」という。）を加える。

ただし、公正化勘定は、その原資が会員の過怠金であるとの性格上、自主規制に関する事業への支出に充てられるものと整理されている経緯を踏まえ、今般新たに使途の対象とする普及啓発・広報事業に充てる場合は、その事業の具体的内容及び実施する期間について、総務委員会での審議を経て理事会の承認を得るものとする。

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 25 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
（基金の管理及び運用） 第 32 条 2 3 （ 現行どおり ） 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業（定款第 7 条第 1 項第 1 号から第 11 号まで、<u>第 13 号及び第 18 号</u>に掲げる業務のうちこれらに類する業務（同項第 11 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。）をいう。以下同じ。）に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業（同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 （ 現行どおり ）	（基金の管理及び運用） 第 32 条 基金は、前条第 2 項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。 2 （ 省 略 ） 3 前条第 2 項第 1 号ハに規定する会員証券市場公正化・活性化基金特別会計については、資金原資及び使途を明確化することを目的として、公正化勘定と活性化勘定とに区分して処理する。 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業（定款第 7 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに<u>掲げる業務及び同項</u>第 18 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務（同項第 11 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。）をいう。以下同じ。）に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業（同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 （ 省 略 ）
付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	